

令和3年3月23日

リーガルサポート東京支部総務委員会

司法書士法人設立についての注意点

【司法書士法人として後見業務等を行わない場合】

司法書士法人の定款の目的に「後見業務等」を入れない。

リーガルサポートには、個人会員として入会、名簿登載となります。

【司法書士法人として後見業務等を行う場合】

1. 後見業務等に関する事業目的の必要性

司法書士法人の定款の目的に、「当事者その他関係人の依頼または官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督人その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意もしくは取消しを行う業務またはこれらの業務を行う者を監督する業務」を規定する必要があります。

2. 司法書士法人の入会、名簿登載手続きについて

司法書士法人が、後見人等に就任する場合については、リーガルサポートへの入会と司法書士法人が対象となる事務に関する名簿（後見人候補者名簿又は後見監督人候補者名簿）に登載されていなければなりません。

（i）リーガルサポートへの入会について（本部入会サイトより）

リーガルサポート本部ホームページ「入会希望の方はこちら」にアクセスする。

上記「入会申込サイト」にログインする際には、「確認コード」が必要ですので、事前に支部事務局（電話03-3353-8191）へお問合せください。

■別紙1 入会申込の流れ 参照

入会と同時に名簿新規登載申請する場合も、上記「入会申込サイト」の中で行うことができます。

※いずれも、締切日までに添付書類と共に送信を完了してください。

「入会申込サイト」の中で以下の書類をPDFファイルとして添付する。

■個人会員　・司法書士会会員証（両面）の写し

　・入会チェックリスト（※1）

■法人会員　・登記事項証明書（証明日から3ヶ月以内）

- ・入会チェックリスト（※1）

（※1）入会チェックリストは「確認コード」の問合せを東京支部事務局にご連絡をいただいた際に交付いたします。

【参照】

（入会）

リーガルサポート定款 第6条

正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、司法書士法人が正会員として入会する場合にあっては、社員たる司法書士の半数以上が正会員の資格を有しなければならない。

（会員資格の喪失）

リーガルサポート定款 第10条第1項第3号（※第10条抜粋）

前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（3）法人正会員の司法書士正会員が欠け、その状態がその日から6月間継続したとき。

（ii）名簿新規登載について

- ・入会と同時に申請する場合：

リーガルサポート本部入会サイト＜名簿新規名簿登載申請より手続き

- ・法人入会後に申請する場合：

L Sシステム＜会員マイページ＜申請・届出＜後見人等候補者名簿＜名簿新規登載申請より手続き

入会申込み後は、本部理事会の承認により入会となります。

名簿登載に関しては、本部業務審査委員会の承認により名簿登載となります。

社員の半数以上が名簿に登載しているという要件を欠くと、事件を推薦できませんので、ご注意ください。（支部運営規程別表ア4）

なお、入会及び名簿登載につきましては、申請時期によっては、直近の理事会、業務審査委員会に間に合わないことがございますので、ご注意ください。

【参照】

支部運営規程 別表ア抜粋

（4）法人正会員の場合に、後見人候補者名簿及び後見監督人候補者名簿登載規程第3条5項又は第9条4項に定める要件を欠いている。

【参照】

(後見人候補者名簿)

リーガルサポート定款 第56条第2項但書（※第56条抜粋）

この法人に、後見人候補者名簿を置く。

2 理事長は、正会員のうち理事会で別に定める研修を履修した者及び特別会員の中から、後見人候補者名簿に登載を希望する旨の申出に基づき、業務審査委員会の推薦を受けた者を後見人候補者名簿に登載する。ただし、法人正会員にあっては、当該法人の社員である司法書士の半数以上が後見人候補者名簿に登載されていなければ、その申出をすることができない。

【参照】

(後見監督人候補者名簿)

リーガルサポート定款 第59条

この法人に、後見監督人候補者名簿を置く。

2 理事長は、簿に登載を希望する旨の申出に基づき、業務審査委員会の推薦を受けた者を後見監督人候補者名簿に登載する。ただし、法人正会員にあっては、当該法人の社員である司法書士の半数以上が後見監督人候補者名簿に登載されていなければ、その申出をすることができない。

(iii) 入会金及び定額会費について

- ・入会金 10,000円
- ・定額会費 年間24,000円

なお、初年度の定額会費は、入会の時期により、金額が異なります。

※上記(i)～(iii)につきましては、リーガルサポート東京支部ホームページより<司法書士向け情報>入会申込みと名簿新規登載について（受付締切日など）をクリックして、各自ご確認ください。

(iv) リーガルサポート東京支部独自の家裁推薦名簿等への登載登録について

■リーガルサポート東京支部ホームページ「地区・ブロック資料」参照

名簿登載式で説明しますが、東京独自の家裁推薦名簿の運用をしているためリーガルサポート東京支部ホームページ<地区・ブロック資料><「各種名簿早分かり」>

「家裁推薦マニュアル」をご確認いただいた上で申請してください。

(各種名簿登録には要件が必要なものもありますのでご注意ください。)

すでに個人で家裁推薦名簿等に登録している場合は、登録地区の変更がない限りはそのまま個人の名簿の順番がきたら、個人あてに地区担当者より推薦依頼の連絡がきますので、受任するのは個人ではなく法人で受任いただきます。

3. 既に個人会員の方の場合の登載事項変更届について

個人ではなく法人に所属している旨の変更届が必要になります。

L S システム会員マイページ<申請・届出<会員情報<会員情報変更届<所属している司法書士法人のところを変更

今後、法人の会員情報の変更がある場合、個人の会員情報の変更がある場合は、法人の L S システム会員マイページ、個人の L S システム会員マイページの両方の変更届が必要になります。

4. 競業禁止義務違反について

司法書士法 42 条による法人社員の競業禁止規定により、法人社員は、個人で成年後見等を受任することができなくなりますので、社員が個人で事件を受任している場合には、辞任をする必要があります。競業禁止規定に違反した場合、過去に戒告を受けた事例がありますので注意をしてください。

(長期間社員個人が事件を受けていた案件です。)

また、司法書士法 42 条で規定されている「競業の禁止」は、他の社員の承諾があっても行うことができないものと解釈されています。

任意後見の場合は、定款の目的中に「当事者その他関係人の依頼または官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意もしくは取消しを行う業務またはこれらの業務を行う者を監督する業務（任意後見契約に基づく任意後見人としての業務にあっては、当法人の設立日以降の任意後見契約によるものに限る。）との記載を入れることにより、従来の任意後見契約に基づく任意後見人としての業務を個人会員として継続することも可能です。

なお、競業避止義務は「社員」における規定ですので、「使用人」については、原則として個人会員として後見業務を行うことができます。（ただし、司法書士法人との雇用契約の内容によっては、個人会員として後見業務を行うことが認められない場合もありますので、ご注意ください。）

(※) 日司連発第2246号「成年後見人となっている司法書士の競業避止義務について（照会）」法務省民二第727号「成年後見人となっている司法書士の競業避止義務について（回答）」

(事例1)

司法書士甲は、家庭裁判所から後見人に選任され業務を行っていたが、その後、乙司法書士法人の使用人となった。

⇒甲は「社員」でないので、後見人として業務を行うことは、司法書士法42条の競業禁止に抵触しない。但し、乙との雇用契約の内容によっては、認められないこともあるので御注意下さい。

(事例2)

乙司法書士法人の使用人である司法書士甲は、家庭裁判所から後見人に選任され業務を行った。

⇒事例1と同様

(事例3)

乙司法書士法人の社員である司法書士甲は、家庭裁判所から後見人への就任を依頼された。

⇒甲は「社員」であるので、後見人として業務を行うことは、司法書士法42条の競業禁止に抵触する（平成21年3月23日法務省民二第727号）。
従って、甲は個人として後見人に就任することはできません。

(事例4)

司法書士甲は、家庭裁判所から後見人に選任され業務を行っていたが、その後、乙司法書士法人の社員となった。

⇒甲は「社員」であるので、後見人として引き続き業務を行うことは、司法書士法42条の競業禁止に抵触する（平成21年3月23日法務省民二第727号）。
この場合、前記先例を添付して家庭裁判所に辞任許可の申立をするとともに、乙司法書士法人を候補者とする後任の後見人選任を求めるべきです。

【参照】

(社員の競業の禁止)

司法書士法 第42条

司法書士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその司法書士法人業務の範囲に属する業務を行い、又は他の司法書士法人の社員となつてはならない。

5. 後見人等辞任及び選任の申立てについて

法人社員が「社員」個人として成年後見等を受任している場合に必要となります。

仮に、司法書士法人の目的等に後見業務の規定があるにもかかわらず「社員」個人が後見業務を受任している場合には、競業禁止義務に違反することとなります

(※) ので、「社員」個人としては辞任し、司法書士法人を候補者として後見人選任の申立てをする必要があります。その際に、事件ごとに司法書士法人の内部における「事務担当者」を明記する必要があります。

事務担当者は「社員」の必要はありませんが、その事件の種類によってリーガルサポートの各種名簿登載者または名簿登載基準を満たしている必要があります。

(ただし、司法書士法人が後任の後見人等に選任されることが通例ですが、後見人を選任するのは家庭裁判所ですので、事前に家庭裁判所と協議することを推奨致します。その際に、名簿登載時期を家庭裁判所に伝える必要がある場合は、申請後に審査等を行う理事会、業務審査委員会の開催時期を確認して家庭裁判所に伝えてください。)

6. 司法書士法人の後見等の業務の遂行について

■別紙2 司法書士法人による後見事務等の履行体制基準参照

司法書士法人が後見人等に就任した場合、受託事件に関する後見等の事務の遂行については、「事務担当者」が中心となり対応し、本人、その親族、家庭裁判所及び本法人との連絡調整についても、「事務担当者」が責任をもつてあたるものとします。

【よくある質問Q&A】

① これまで、個人で司法書士業務（個人で後見等業務を受任していない場合）を行っておりましたが、この度、一人司法書士法人を設立し、新たに司法書士法人として後見等業務を行いたいと思っております。リーガルサポートへの必要な手続きはありますか。

⇒当該司法書士法人がリーガルサポートに入会して、正会員となる必要があります。（詳細につきましては、「2. 司法書士法人の入会、名簿登載手続きについて」をご参照ください。）

② これまで、個人で司法書士業務（個人会員として既に後見等業務を受任している場合）を行っておりましたが、この度、一人司法書士法人を設立し、続けて司法書士法人として後見等業務を行いたいと思っております。リーガルサポートへの必要な手続きはありますか。

⇒競業禁止義務が生じることに注意が必要となります。（詳細につきましては、「4. 競業禁止義務違反について」及び「5. 後見人等辞任及び選任の申立てについて」をご確認ください。）

⇒当該司法書士法人がリーガルサポートに入会して、正会員となる必要があります。（詳細につきましては、「2. 司法書士法人の入会、名簿登載手続きについて」をご参照ください。）

⇒既に登録されている会員情報に変更が生じますので、L S システム会員マイページより会員情報の変更が必要となります。

（詳細につきましては、「6. 既に個人会員の方の場合の登載事項変更届について」をご参照ください。）

⇒リーガルサポートへの報告として、法人化したことによる「終了報告」を行います。その際、「終了事由等」の「管理財産の引渡し先」に、引継ぎを受けた法人（前提としまして、法人として「就任報告」をしておく必要があります。）の事件の管理番号を記載いたします。

③ リーガルサポートに法人会員として入会すると、個人会員と法人会員と両方で定額会費が発生しますか？

⇒個人正社員として入会するのとは別途、法人正会員でも入会金、定額会費を納付していただきます。

- ④ 財産引継書を作成する必要はあるか。家裁へ提出が必要か。

→特段必要ございません。なお、報告期間や指定月は、従来通り、個人で受託していた時の報告期間や指定月が継続されます。

- ⑤ 設立前から社員個人が受任中の後見業務は、辞任して法人が家裁より選任されるよう事前協議が必要とのことですが、設立登記完了後直ちに選任されるよう日程調整して設立登記を申請する必要がありますか？
そこまでは不要としても、設立登記からどのくらいの期間は認められるものでしょうか？

⇒設立登記完了後直ちに選任されるよう日程調整することまでは不要ですが、競業状態をなるべく短くすることを念頭にして、速やかに辞任及び選任の申立てをする必要があります。

- ⑥ 設立前に締結した任意後見契約は、定款に（任意後見契約に基づく任意後見人としての業務にあっては、当法人の設立日以降の任意後見契約によるものに限る。）を記載すると、契約当事者は従来と変わらず個人会員となるとのことです。法人を契約当事者にしたい場合は、従来の個人会員の任意後見契約を終了させた上で、新たに法人と任意後見契約を締結する必要がありますか？
その場合はやはり公証役場での作成は省略できないでしょうか？

⇒新たに法人と任意後見契約を締結する必要があり、公証役場での作成は省略できません。

- ⑦ 東京支部独自の家裁推薦名簿への登録は法人ですか、個人ですか？

⇒家裁推薦名簿への登録は個人で行い、案件を受任するときは法人として受任していただくことになります。

入会申込みの流れ(司法書士正会員・司法書士法人正会員)

※入会申込み後、入会承認までの間に、後見人等候補者名簿の新規登載申請を行うこともできます。

1 入会申込用のメールアドレス登録

リーガルサポートホームページから、入会申込サイト(司法書士正会員用、司法書士法人正会員用があります。)と記載されたリンク先にアクセスして下さい。ここでは、利用規約に同意の上、必要事項を入力し、メールアドレスの登録をします。

※「確認コード」の入力が求められます。事務所(法人の場合は、主たる事務所)所在地のリーガルサポート支部事務局に、電話等でお問い合わせください。



2 入会申込アカウント作成

1で登録したメールアドレス宛に、リーガルサポートから自動でメールが届きます。

メールに記載されたURLにアクセスして、必要事項を入力し、入会申込アカウントの作成を行ってください。

※このURLの有効期限はメール到着後1時間以内です。有効期限内にURLにアクセスをして、入会申込アカウントを作成されなかった場合は、最初から手続きをやり直すことになりますので、ご注意ください。



3 入会申込み

1で登録したメールアドレス宛に、リーガルサポートから自動でメールが届きます。

メールには入会申込サイトのURL、入会用ID、パスワードが記載されていますので、入会申込サイトにログインしてください。

ログイン後、入会申込フォームに従い必要事項を入力して、入会申込情報を送信してください。

※このURLの有効期限は、翌日の午後11時までとなります。有効期限内にログインをされなかった場合(入会申込情報の送信まで行う必要はありません。)は、最初から手続きをやり直すことになりますので、ご注意ください。

4 預金口座振替依頼書の送付

入会申込サイトにて預金口座振替依頼書が印刷できますので、リーガルサポート本部事務局まで郵送してください。

5 入会承認結果の確認

入会の承認がされましたら、1で登録したメールアドレス宛に、入会承認された旨の通知が届きます。

※3の入会申込みから承認までは1~3か月程度かかりますので、ご了承ください。

6 会費の納付

4の預金口座振替依頼書に従い、入会金及び入会時の定額会費が自動引落されます。

別紙 2

司法書士法人による後見事務等の履行体制基準

平成 26 年 7 月 7 日改正

本基準は、本法人に入会している司法書士法人が、本法人の定款記載の業務を行う場合にとるべき履行体制について定めるものである。

本法人の会員である司法書士法人は、後見事務等の執務にあたり、下記基準に定める要件を満たしていることが必要となる。

1. 後見等に関する事業目的の必要性

司法書士法人の事業目的中に、後見人等となる旨の規定（例：当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務）がなければならない。

2. 司法書士法人の名簿登載

司法書士法人が、後見人等に就任する場合については、司法書士法人が対象となる事務に関する名簿（後見人候補者名簿又は後見監督人候補者名簿（以下「各種名簿」という））に登載されていなければならない。

3. 事務担当者の選任

- ① 司法書士法人が後見人等に就任する場合には、その事件ごとに司法書士法人における事務担当者を選任しなければならない。
- ② 事務担当者は、その事件の種類に応じた各種名簿に登載されていなければならない。

4. 後見等の事務の遂行

受託事件に関する後見等の事務の遂行については、事務担当者が中心となり対応し、本人、その親族、家庭裁判所及び本法人との連絡調整についても、事務担当者が責任をもってあたるものとする。

5. 報告義務等

- ① 本法人の定款第 54 条に定める報告及び事件にかかる本部又は支部への照会については、事務担当者が司法書士法人を代表して行うものとする。
- ② 前項の報告及び照会は、事務担当者が所属する支部に対し行うものとする。

以上

附則

（施行期日）

- 1 この改正基準は、平成26年7月7日から施行する。
(経過措置)
- 2 この改正基準3②の適用については、現に各種名簿の登載基準を満たす事務担当者は、この基準施行後最初に到来する各種名簿の登載更新期限までは、なお従前の例による。